

「とちぎ教育の日」を定める要綱

(趣旨)

第1条 子どもや大人の教育に対する関心や理解を深め、学校、家庭、地域が連携・協働してとちぎの子どもを育てるとともに、全ての県民が生涯にわたって学び続ける生涯学習を推進し、もって本県教育の振興を図るため、「とちぎ教育の日」を定める。

(とちぎ教育の日)

第2条 「とちぎ教育の日」は、11月第2土曜日とする。

(「とちぎ教育の日」事業)

第3条 県、市町、教育関係団体等が実施する第1条の趣旨に沿った取組は、「とちぎ教育の日」事業として、その名称を用いることができる。

(事業の周知)

第4条 県教育委員会は、前条の事業を「生涯学習推進月間」関連事業として、県民に広く周知する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月9日から施行する。